

京都府農林水産技術センター評議委員会設置要領

(目的)

第1条 農林水産技術センターが行う研究課題の選定や評価の実施にあたって、研究の効率性、透明性を確保するとともに、新たな産学官連携や研究成果の活用促進を図ることを目的として、外部の有識者から構成する京都府農林水産技術センター評議委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員)

第2条 委員は、大学等の研究者、マスコミ、消費者団体等高い専門性と府民目線で評価・助言できる有識者から農林水産技術センター長が選出し就任を依頼する。

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会には、委員長及び副委員長を置き、委員の中から互選する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(業務)

第4条 委員会の業務は、次のとおりとする。

- (1) 研究方針及び研究課題評価の助言に関すること
- (2) 研究成果及び中間成績評価の助言に関すること
- (3) その他、農林水産研究推進にあたっての提言及び助言

(会議)

第5条 委員会は、農林水産技術センター長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の議長となり、議事を運営する。
- 3 農林水産技術センター長は、各委員からの提言・助言を受ける。
- 4 会議及び配付資料の内容は第4条の業務限りとし、他の目的に使用してはならない。

(公表)

第6条 委員会の審議経過及び評価結果は、京都府のホームページ等を通じて公開する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成21年4月 1日から施行する。

平成25年5月29日改正

平成29年4月 1日改正